

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

2024年7月26日

個人情報保護委員会
委員長 藤原 静雄 様

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 野々山 宏
〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル
秋野々町529番地
電話 075-211-5920
FAX 075-746-5207
MAIL jimukyoku1@kccn.jp
(担当) 事務局長 増田朋記

当団体は、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」中第2、第1項(4)「個人の権利救済手段の在り方」について、以下のとおり意見を述べます。

1 意見の趣旨

「法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点からは、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みは有効な選択肢となり得る。」（「中間整理」12頁）との考え方方に賛成し、その制度の導入を求めます。

法令違反に起因する消費者被害に関し事業者と交渉ないし訴訟を行い、これを是正し、被害回復するノウハウを有しているのは適格消費者団体であり、個人情報保護法への消費者団体訴訟制度の導入に当たり、適格消費者団体を担い手とするることは妥当です。

なお、導入にあたっては後記する条件を併せて満たすことを求めます。

2 差止請求

(1) 制度導入の必要性

適格消費者団体による差止請求は、同種の被害が拡散的に多発するという特性がある消費者被害に関して、自身の被害回復のための行動を取りにくく、「泣き寝入り」となりやすい個々の消費者に代わって、不特定多数の消費者に対する事業者の違法行為を是正する効果をもたらしてきた。このような制度は、法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力としても有効に機能することが期待でき、その導入が強く求められる。

(2) 効果的な制度運用のために満たされるべき条件

不特定多数の事業者に対する事業者の違法行為を是正する効果を有していますが、適格消費者団体は権限を行使すればするほど、費用においても人的資源においても持ち出します。

多くの適格消費者団体は極めて限られた財政の下、ボランティアベースで活動を行っています。差止請求は「個人の権利利益保護の手段を多様化する、委員会の監視・監督機能を補完し得る」（「中間整理」12頁）という公益的な側面を期待されている以上、担い手である団体に対し、その公益性に見合った支援を行うことが必須です。

支援の内容としては、中間整理記載（「中間整理」12頁）のとおり、①専門性を確保するための措置、②貴委員会が有する端緒情報の共有や事業者に対し、必要な情報の回答を求めることが可能とする仕組みの構築、③報告・監督窓口の1本化、④資金を含む団体への援助が必要です。団体の活動支援の観点からは、とりわけ資金的援助が重要であり、単に団体に権限を付与するだけでは、貴委員会が期待するような機能を果たすことは困難となります。

3 被害回復請求

(1) 制度導入の必要性

情報漏洩による損害賠償事案は、集団的消費者被害回復制度の審理に適した事例です。過去の情報漏洩事件等においては、裁判上の請求・裁判外の請求を問わず、慰謝料額は一律あるいは定型的に判断されてきました。

ところが、現行法上精神的苦痛による損害賠償は、事業者の故意によるもの等に对象が限定されています（消費者裁判手続特例法3条2項6号）。情報漏洩によるものも含め、慰謝料請求について上記の限定を行う合理的根拠は存在しません。上記限定は撤廃し、情報漏洩事案一般に制度適用を拡大すべきです。

我が国の情報漏洩事案は、①報告数に比べ裁判となった事例の数が極端に少ない、②裁判で賠償が命じられた場合も裁判当事者以外には同一の基準で対処していないなど、不十分な被害回復にとどまっているのが現状です。

また、賠償の基準等が対外的に公表されていないことが多く、事業者の被害回復措置の妥当性等の検証が困難です。

被害回復促進のためには制度変更が必要です。

(2) 弊害論について

事業者は萎縮効果を理由に上記事案への同制度適用に強く反対しています。しかし、法的責任が生ずるような違法行為を理由に被害者に賠償することは当然のことであり、そのリスクを理由に事業活動が制限されることが不当とはいえません。

また、事業者に不当な負担が生じないようにするために、事業者団体等において、被害発生時に適切な賠償を行うよう自主的基準を策定するといった方法を取ることは可能でした。しかし、2016年10月の同法施行以降も、知る限り、事業者からは自主的な是正の動きはありませんでした。事業者に自主的対応を促し、また自主的

基準に従わないアウトサイダーに対応する観点からも制度変更が必要です。

(3) 情報漏洩事案特有の問題への対応

被害回復制度が機能するためには、制度導入にあたり、情報漏洩事案が中間整理が指摘する「極端な少額大量事案」（「中間整理」12頁）であることを踏まえた措置が必須です。

裁判例等によれば、個人情報漏洩による慰謝料額は、弁護士費用を含め一人当たり数千円から数万円程度とされます。

同制度による簡易確定手続のためには、対象者との授權契約や債権届出手続き、手数料の納付等が必要です。また、「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」において、消費者から支払を受けられる費用及び報酬は上限が設けられており、賠償額によっては、特定適格消費者団体の持ち出しとなります。数千円程度の賠償額の場合、特定適格消費者団体には相当の赤字が発生し、手続き参加者数が多ければ、その負担金額は巨額となるおそれがあります。

同問題を解決するためには、損害賠償に要する費用の公費補助や事業者負担、特定適格消費者団体の業務の一部を代行する支援法人への公的支援の充実等が必要です。また一定の信頼に値する事業者について、費用負担に代えて事業者が主体として分配を行う等の、柔軟な制度運用を可能とすべきです。

(4) 事業者等の有する情報へのアクセス

情報漏洩事案においては、事実立証ための情報の大半は事業者が保有しています。共通義務確認訴訟の主体となる特定適格消費者団体がこれら情報にアクセスできないと、事業者の責任を立証することは困難です。事業者が立証責任を盾にすることがない様に事業者に応答義務を課す等、特則を設ける必要があります。

また、漏洩事業者は貴委員会に報告義務を負う事項があります。漏洩事案の被害回復の担い手である特定適格消費者団体にこれら報告情報を提供できれば、迅速かつ事実に即した立証が可能となります。情報提供を可能とする法的な手当が必要です。

以上